

米国の関税措置による農林水産物・食品の 輸出への影響と政府の対応

2025年 5月

中国四国農政局 経営・事業支援部

米国への農林水産物・食品の輸出の状況(2024年)

- 農林水産物・食品の輸出額（2024年）のうち、米国への輸出は、全体の2割を占める
- 米国のシェアが比較的高い品目は、ぶり（55%）、緑茶（44%）等

品目		①対米国・輸出額 (億円)	②対世界・輸出額 (億円)	米国のシェア (①／②)
全製品		21兆2,948億円	107兆879億円	20%
農林水産物・食品		2,429	14,092	17%
1	アルコール飲料	265	1,337	20%
2	ぶり	229	414	55%
3	ホタテ貝（生鮮等）	191	695	27%
4	緑茶	161	364	44%
5	ソース混合調味料	142	630	23%
6	牛肉	135	648	21%
7	清涼飲料水	94	574	16%
8	ごま油	82	120	68%
9	菓子（米菓を除く）	66	344	19%
10	練り製品	42	113	37%
14	米	25	120	21%

(出典) 財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

注1：農林水産物・食品には、少額貨物を含めていない。少額貨物を含めた総額は、1兆5,071億円。注2：米は援助米を除く。

生産者・食品製造事業者等から得られた声

- 4月8日に「農林水産物・食品分野に係る米国の関税措置対策チーム」を立ち上げ、本省・地方農政局等を挙げて、輸出に取り組む事業者、生産者、輸出品目団体等から聴取りを行っている。（4/22時点、のべ451件）
（アルコール飲料については、国税庁・国税局がヒアリングを実施）
- 品目・事業者ごとに、米国への輸出の状況、品質面での差別化の状況、米国产・他国产との競合の状況が異なることから、それぞれ影響の程度は異なるが、現時点では、一部の品目で注文のキャンセルがあったという声があり、複数の品目で関税による現地価格の上昇や米国の景気悪化による販売量への悪影響を懸念する声がある。
- 米国や諸外国の対応状況が変化しているため、随時、事業者等の状況を把握していく。

【農産物】

牛肉

- ・ 一部の顧客から一旦入荷を見合わせたいとの連絡があった
- ・ 従来の枠外税率26.4%がある中、追加関税が10%でも既に追加分を流通のどこで負担するかが課題となっており、仮に追加関税が24%となった場合の影響は大

茶

- ・ 茶は嗜好品であるため、関税による現地価格の上昇や、米国の全体的な物価高により、茶の消費量や取引グレードへの影響を懸念
- ・ 他方、日本産茶は、品質面で中国産と差別化されているため、中国産に大きくシフトする可能性は低い

【加工食品・アルコール飲料】

- ・ 関税の負担を嫌い、日本出港直前に取引がキャンセルになっているケースもある
- ・ 関税の価格転嫁により、価格競争力の低下を懸念

コメ

- ・ 関税による現地価格の上昇、特に米国产と比べた競争力の低下を懸念
- ・ 現地顧客から、影響の度合いによっては、日本産米の取扱いを再考しなければならないとの声も上がっている

【水産物】

ぶり

- ・ 米国向けは単価が高く、主要な輸出先なので、今後発注が減少すれば、影響が大
- ・ 関税による現地価格の上昇や取引価格の値下げの要求を懸念
- ・ ぶりの多くはレストランで提供されており、現地の外食需要減に伴う影響を懸念

ホタテ

- ・ 影響はまだ分からない。現時点では静観している
- ・ 一部のレストランでは、ホタテの価格上昇を受け、ロブスターなどを使ったメニューに変更

- ・ 商品の現地生産を行っているが、日本から輸出している原料の関税を商品価格に転嫁すると、競合商品と太刀打ちできない

政府の対応状況

- 農林水産省では、関係省庁と連携し、金融機関に対し、関税措置により事業者の資金繰りに支障が出ないよう、償還猶予や資金の融通の配慮を要請（4月3日）したほか、農林水産物・食品の特別相談窓口を農林水産省本省、地方農政局等に設置（4月4日）し、事業者の相談に随時対応
- さらに、米国の関税措置の影響を受ける農林漁業者・食品事業者等に対して、輸出向けの生産転換や販路確保等を支援する補助金の優先採択等を措置
- 業種横断的に支援を行う経済産業省等の関係省庁と連携し、政府一体となって、必要な対策に万全を期す。

1. 特別相談窓口の設置（経済産業省・農林水産省）

経済産業省では、地方経産局及び全国の政府系金融機関、商工団体、中小企業基盤整備機構等に、米国による関税措置の影響が懸念される企業からの様々な相談を受け付ける特別相談窓口を設置（全国約1,000箇所）

農林水産省では、**農林水産物・食品の特別相談窓口を農林水産省本省、地方農政局等に設置**（4月4日）

【相談の実績】本省・農政局、JETRO等において農林水産物・食品の**相談を累計70件対応**（4月22日時点）

2. セーフティネット貸付の要件緩和（経済産業省）

日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象を、米国の関税措置の影響を受ける事業者にまで拡大

3. 官民金融機関への相談呼びかけ（内閣府、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）

農林水産省を含む関係省庁で連携し、**官民の金融機関**に対し、**資金繰り等に重大な支障を来すことがないよう、償還猶予や資金の融通の配慮を要請**

4. 日本貿易保険（NEXI）による資金調達等の支援（経済産業省）

日本貿易保険（NEXI）は、輸入関税措置により影響を受ける、北米等で事業活動を行う日系子会社の資金ニーズに応えるため、運転資金の調達を支援。また、関税措置に起因した損失を、輸出保険のカバー対象に追加

5. 輸出関連予算による優先採択

輸出先の規制に対応した施設整備、国際認証の取得などを通じた**輸出向けの生産転換**、輸出品目団体、JETRO、輸出支援プラットフォームなどによる**販路開拓を支援する補助金等**について、**影響を受ける農林漁業者・食品事業者等に対する優先採択等を措置**（必要な事業の要領改正や関係機関への要請等を速やかに実施）

米国の関税措置の影響を受ける事業者をサポートします

1. 米国の関税措置の概要（4月25日現在）

- ・米国は4月5日から実質的に全ての国・地域から輸入されるほぼ全ての品目について、既存の関税率に一律10%の関税を課税（現在も継続）
- ・特定の国・地域に対しては、4月9日からそのベースライン関税を、それぞれが設定した関税率まで引き上げる「相互関税」（日本は24%）を課したが、同日の発表において、中国※以外は90日間引上げを停止（7月9日0時1分まで）※中国には計145%の追加関税措置

2. 事業者へのサポート

最新の情報がほしい

- ✓ 農林水産物・食品の特別相談窓口を設けています（裏面）

当面の資金繰りが不安

- ✓ 官民金融機関に対し、相談に丁寧に対応するよう要請しています
 - ✓ 日本政策金融公庫の資金が利用可能です
 - ・農林漁業者向け：農林漁業セーフティネット資金
農林水産事業（限度額（一般）600万円、（特認）年間経営費等の6/12以内）
 - ・食品事業者向け：セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）
国民生活事業（限度額4,800万円）、中小企業事業（限度額7億2千万円）
-  お問い合わせ先：0120-154-505（日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル）

代替販路の確保やその供給のための投資がしたい

- ✓ 各種補助金で優先的に支援します
 - ・ジェトロが開催する商談会等への参加、専門家による伴走支援（戦略的輸出拡大サポート事業）
 - ・輸出先に対応した生産体系等への転換支援（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業）
 - ・国際的認証の取得支援（輸出環境整備推進事業） など
-  お問い合わせ先：03-6744-2398（農林水産省 輸出・国際局特別相談窓口（裏面））

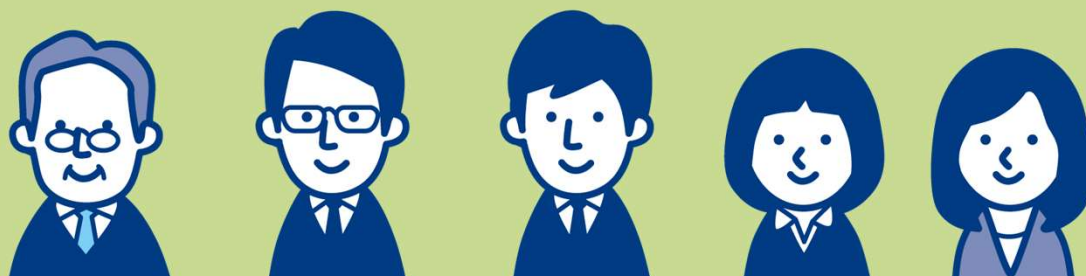
輸出保険の取扱いについて知りたい

- ✓ 日本貿易保険（NEXI）では、代金回収不能等が発生した場合の損失をカバーする輸出保険を提供しています。

 お問い合わせ先：日本貿易保険 本店（0120-671-094）、大阪支店（0120-649-818）

農林水産省は、事業者の声を聴きながら、
関係省庁と連携し、必要な対策に万全を期してまいります

農林水産省では 米国による関税措置に伴い 農林水産物・食品の輸出に関する 特別相談窓口を設置しています



農林水産省 輸出・国際局
輸出支援課(特別相談窓口)

☎ **03-6744-2398**

平日10時～12時、13時～17時 祝祭日、年末年始を除く



メールからのお問い合わせは、右のQRコードから入って、お問い合わせください。

特別相談窓口の連絡先

地方農政局等

北海道農政事務所(生産経営産業部 事業支援課)
東北農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)
関東農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)
北陸農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)
東海農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)
近畿農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)
中国四国農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)
九州農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)
沖縄総合事務局(農林水産部 食料産業課)

☎ 011-330-8810
☎ 022-221-6402
☎ 048-740-0387
☎ 076-232-4233
☎ 052-223-4619
☎ 075-414-9101
☎ 086-230-4258
☎ 096-300-6363
☎ 098-866-1673

こちらもお役立てください！

米国関税措置等に伴う
日本企業相談窓口 (JETRO)
<https://www.jetro.go.jp/news/announcement/2025/028d1921932c0ee1.html>



北米地域等を専門とする専門家を配置し、広く日本企業からの個別相談対応に当たります。

更に詳細な情報や品目ごとのお問い合わせが必要な場合には、
最適な相談先をご紹介します